

男性の半数強が年金受給直前に失業給付を受給

(公財)年金シニアプラン総合研究機構研究主幹 一橋大学名誉教授

高山憲之



図表1 生年月日別に定められた老齢年金の受給開始年齢

生年月日(カッコ内は民間女性)	定額部分	報酬比例部分
1941年4月1日以前 (1946年4月1日以前)	60歳	60歳
1941年4月2日～1943年4月1日 (1946年4月2日～1948年4月1日)	61歳	60歳
1943年4月2日～1945年4月1日 (1948年4月2日～1950年4月1日)	62歳	60歳
1945年4月2日～1947年4月1日 (1950年4月2日～1952年4月1日)	63歳	60歳
1947年4月2日～1949年4月1日 (1952年4月2日～1954年4月1日)	64歳	60歳
1949年4月2日～1953年4月1日 (1954年4月2日～1958年4月1日)	(65歳)	60歳
1953年4月2日～1955年4月1日 (1958年4月2日～1960年4月1日)	(65歳)	61歳
1955年4月2日～1957年4月1日 (1960年4月2日～1962年4月1日)	(65歳)	62歳
1957年4月2日～1959年4月1日 (1962年4月2日～1964年4月1日)	(65歳)	63歳
1959年4月2日～1961年4月1日 (1964年4月2日～1966年4月1日)	(65歳)	64歳
1961年4月2日以降 (1966年4月2日以降)	(65歳)	65歳

注) 65歳になると定額部分は老齢基礎年金に名称が変わる。

厚生年金保険における法定の受給開始年齢は性別や生年月日等によって異なる(図表1)。男性の場合、1階の定額部分に係る法定の受給開始年齢は、この間に段階的に引き上げられ、既に65歳となっている。一方、2階の報酬比例部分に係る法定の受給開始年齢は2012年度以前において60歳のままであった。それは2013年度以降、段階的に引き上げられている。

厚生年金保険に長期加入した男性は実際に何歳から年金を受給しはじめたのだろうか。この点を、世代間問題研究プロジェクト「くらしと仕事に関する中高年インターネット特別調査」(2015年フォローアップ調査)を利用して整理した結果が図表2である。2015年度末年齢が65歳以上74歳以下の男性サンプルに集計対象を限定したので、彼らに係る

図表2 老齢年金:受給開始年齢の分布

開始年齢(歳)	Col. %	累積%
60	50.3	50.3
61	7.7	58.0
62	9.4	67.4
63	6.1	73.5
64	5.9	79.4
65	18.2	97.6
66以上	2.4	100.0

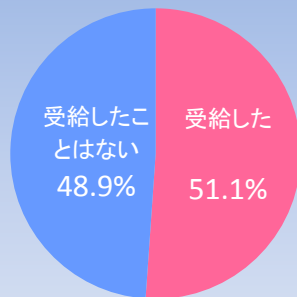
注) 2015年度末の年齢が65歳以上74歳以下の男性のうち、厚生年金加入20年以上の年金受給者374サンプルを抽出し、集計した。出所)「くらしと仕事に関する中高年インターネット特別調査」(2015年フォローアップ調査)

報酬比例部分の法定受給開始年齢は60歳であった。図表2によると、定額部分に係る法定の受給開始年齢が生年月日によって違っていたにもかかわらず、年金受給者の約半数が60歳から年金を受給しはじめていた。ちなみに、彼らの場合、報酬比例部分だけで月額10万円もしくは、それに近い金額(平均値。配偶者への加給年金が支給される場合は月額で1万9000円弱のプラス)を60歳から受給することができた。一方、定額部分の法定受給開始年齢が段階的に引き上げられたのにぴったり合わせて、実際の年金受給開始を60歳より遅らせてきた人も該当する各世代で4分の1ほどいた(注1)。

次に、年金受給直前に失業給付(求職者給付)を受給していた人がどの程度いたのかを前述の資料を用いて調べてみた。その結果は図表3のとおりである。年金受給直前の失業給付受給は厚生年金保険長期加入男子の場合、51%強に達していた。この受給割合はサプライズともいべき高さである。

定年直後の継続雇用が約束されていたとはいえ、60歳前後の人をめぐる雇用環境は依然として厳し

図表3 年金受給直前における失業給付受給の有無



注) 2015年度末年齢が60歳以上74歳以下の男性のうち、厚生年金加入20年以上の年金受給者458サンプルを抽出し、集計した。
出所)「くらしと仕事に関する中高年インターネット特別調査」(2015年フォローアップ調査)

い。60歳からの年金受給開始直前に求職中の失業者として失業給付(求職者給付)を受給する男性は、かなり多かった。ちなみに、直前の雇用保険加入期間が20年以上の場合、会社都合で退職をした59歳の人(60歳の人)は求職者給付を最長で330日間(240日間)受給することができた(60歳の人)は最長240日間。自己都合退職のときは最長150日間。就職困難者は最長360日間。注2)。

失業給付の基本日額は退職前6ヶ月間の給与総額(ボーナスを除く)を180で除した金額をベースにして計算され、原則、その45~80%と定められている。ただし、給付には最低額が保証される一方、上限もある。厚生年金保険長期加入男子の場合、退職直前の給与月額(平均値・中央値)ともに40万円弱であったので(注3)、失業給付月額は18万

円前後またはそれ以上の人が少なくなかったに違いない(注4)。その場合、平均で10万円前後の年金を60歳から受給する直前に失業給付を受給する誘因は大きかったと考えても大過ないだろう。受給することができるのはメリットがあるかぎり、失業給付であれ年金であれすべて受給するということだったのではないだろうか(注5)。

(注)

1. 高山憲之・白石浩介「高齢雇用促進に制度の壁」日本経済新聞・経済教室欄、2016年1月25日、参照。
2. 求職者給付は特別の事由がある場合、受給期間を最長で3年間、さらに延長することができる。詳しくはハローワークインターネットサービスのウェブサイト(参照https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html)
3. 高山憲之・白石浩介「年金受給開始前後における就業状況と年金受給の実態」『日本年金学会誌』2016年、近刊、参照。
4. 2015年8月以降、上限額(月額)は59歳の場合23万4300円、60歳20万1420円と定められている。
5. 本稿の作成にあたりデータの処理や図の作成等の作業において富岡亜希子さんのご協力を得た。お礼を申しあげる次第である。